

報道関係各位

飯 能 市
記 者 発 表 資 料
平成30年11月27日

件 名 企業立地奨励金制度の改正について

1 概要

本市の企業誘致を更に推進し発展都市の実現を図るため、企業立地奨励金制度を改正し、新たに、農業事業者、林業事業者及びメッツァ事業を交付対象事業者として追加しました。

2 内容

現在、埼玉県内をはじめ、近隣市町においても企業立地が可能な用地が不足しており、本市においても飯能大河原工業団地においては立地割合 100%を達成し、精明東部地区においては、農地法をはじめとした法規制により企業が立地できる用地が限られている状況となっています。

今後も企業誘致に係る都市間競争が続くことが予想される中で、それらの都市間競争を勝ち抜くための本市独自の企業誘致施策・制度が必要となっています。

そのようなことから、企業立地奨励金制度を改正し、次のとおり交付対象事業者を追加することにより、今後も本市の企業誘致を更に推進するとともに発展都市の実現を図ってまいります。

《新規1》農業事業者の追加

農業の担い手や後継者不足により精明東部地区の農地が有効に活用されていない状況において、農地を事業用地として活用可能な植物工場等の農業事業者を誘致します。

《新規2》林業事業者の追加

本市の森林・林業の再生を図ることが喫緊の課題であるため、生業としての林業の担い手の確保や森林・林業再生に寄与する林業事業者を誘致します。

《新規3》メッツァ事業の追加

市内経済の発展、市民の雇用創出において大変効果が高いと認められるメッツァ事業を企業立地奨励金の交付対象とします。

担当者 産業振興課長 駒井
連絡先 Tel042-986-5083（直通）